

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成25年10月30日提出

【発行者名】 アイエヌジー投信株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役ダグラス・リー・ハイマス

【本店の所在の場所】 東京都千代田区紀尾井町4番1号
ニューオータニガーデンコート

【事務連絡者氏名】 高橋英則

【電話番号】 03 - 5210 - 0646

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 アイエヌジー・グローバルバランスオープン
（安定投資型）
アイエヌジー・グローバルバランスオープン
（分散投資型）
アイエヌジー・グローバルバランスオープン
（積極投資型）

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 各ファンドにつき継続募集額2,000億円を上限とし、合計で6,000億円を上限とする。（平成25年10月9日から平成26年10月7日まで）

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年10月8日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」という。）の「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」および「第三部 委託会社等の情報」に訂正すべき事項がありますので、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

原届出書について、それぞれ下記事項と同一内容に原届出書が訂正されます。下線部_____は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

（12）【その他】

末尾に下記の文章を挿入

アイエヌジー・日本株式マザーファンドの投資信託約款の変更について

当ファンドの主要投資対象であるアイエヌジー・日本株式マザーファンドについて投資信託約款の変更を予定しています。

<投資信託約款の変更内容>

アイエヌジー・日本株式マザーファンドの運用指図に関する権限をBNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社（以下「BNYメロン社」といいます。）に委託し、当マザーファンドの実質的な運用をBNYメロン社が行う体制に変更します。

<投資信託約款の変更理由>

ING・インベストメント・マネジメントの業務再編の一環として、当社の日本株式運用チームがBNYメロン社へ移籍し、BNYメロン社での運用体制が整ったと判断したためです。なお、運用体制の変更後も運用プロセスやベンチマーク等に変更はありません。

上記の投資信託約款の変更は所定の手続きを経て、平成26年1月6日に適用される予定です。平成25年10月31日時点の受益者（10月29日までにアイエヌジー・グローバルバランスオープン（安定投資型）、アイエヌジー・グローバルバランスオープン（分散投資型）、アイエヌジー・グローバルバランスオープン（積極投資型）の購入のお申込みをされた受益者）は上記投資信託約款の変更について異議を述べることができます。10月30日以降に購入のお申込みをされた受益者は異議を述べるできません。なお、受益者からの異議申し立てが10月31日時点のアイエヌジー・日本株式マザーファンドの受益権口数（アイエヌジー・日本株式マザーファンドを投資対象とするファンドが複数ありますので、各ファンドの受益権口数をアイエヌジー・日本株式マザーファンドにおける実質的な受益権の口数に換算いたします。）の二分の一を超えた場合は上記投資信託約款の変更は行いません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み図中、投資顧問会社についての項目

<訂正前>

アイエヌジー・日本株式マザーファンド

<訂正後>

アイエヌジー・日本株式マザーファンド



投資一任契約

投資顧問会社

BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社※
(国内株式に関する運用指図を行います。)

アイエヌジー・日本株式マザーファンドの投資信託約款変更手続きが完了することを前提に、平成26年1月6日からBNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社が投資顧問会社となる予定です。

<委託会社の概況（本書提出日現在）>

大株主の状況

<訂正前>

名称	住所	持株数	持株比率
アイエヌジー・インベストメント・マネジメント（アジア・パシフィック）・ビー・ヴィ	オランダ王国ハーグ市2595AS スケンクカーデ65	9,350株	100%

<訂正後>

名称	住所	持株数	持株比率
アイエヌジー・インベストメント・マネジメント・ホールディングス・エヌ・ヴィ	オランダ王国ハーグ市2595AS スケンクカーデ65	9,350株	100%

2【投資方針】

(3)【運用体制】

(前略)

<訂正前>

「検証：Review」

月次で開催される審査会議の主な内容は下記の通りです。

ファンドのパフォーマンス（対ベンチマーク、対他社設定ファンドとの相対比較等）を検証

ファンドパフォーマンスの要因分析

委託会社はアイエヌジー・海外債券マザーファンドの運用指図に関する権限をアイエヌジー・アセット・マネジメント B.V.に委託します。運用計画の策定、運用状況の検証、権限の委託先の管理等は委託会社の委託運用部が行います。

<訂正後>

「検証：Review」

月次で開催される審査会議の主な内容は下記の通りです。

ファンドのパフォーマンス（対ベンチマーク、対他社設定ファンドとの相対比較等）を検証

ファンドパフォーマンスの要因分析

委託会社はアイエヌジー・海外債券マザーファンドの運用指図に関する権限をアイエヌジー・アセット・マネジメント B.V.に委託します。運用計画の策定、運用状況の検証、権限の委託先の管理等は委託会社の委託運用部が行います。

委託会社はアイエヌジー・日本株式マザーファンドの運用指図に関する権限をBNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に平成26年1月6日から委託します。ただし、アイエヌジー・日本株式マザーファンドの投資信託約款変更手続きが完了することを前提とします。なお、運用計画の策定、運用状況の検証、権限の委託先の管理等は委託会社の委託運用部が行います。

(5)【投資制限】

[参考] 「アイエヌジー・日本株式マザーファンド」の投資方針

(2)運用方針

投資態度

<訂正前>

g非株式割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

h資金動向や市況動向によっては、上記のような運用を行わない場合があります。

i信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

j信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）および金利先物取引を行うことができます。

k信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付けを行うことができます。

l信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指数等スワップ取引および店頭金融先物取引を行うことができます。

<訂正後>

g非株式割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

h運用にあたっては、BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に運用の指図に関する権限の一部または全部を平成26年1月6日から委託します。ただし、アイエヌジー・日本株式マザーファンドの投資信託約款変更手続きが完了することを前提とします。

(ご参考)

BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社は、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの資産運用ビジネスの日本法人です。ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションは、2007年7月1日に旧メロン・フィナンシャル・コーポレーションと旧ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・カンパニー・インクが合併してできた会社です。両社はともに米国の金融業草創期から100年以上にわたる歴史を持ち、資産運用、アセット・サービスにおいてそれぞれ高い評価を得ています。また1980年代以来、BNYメロン・グループ()の資産運用部門は運用会社の設立および買収を通じて成長を続け、伝統的なパッシブ・マネジャーからヘッジ・ファンドまでそれぞれ専門性を持った複数の運用会社を傘下に有しています。

BNYメロン・グループとは、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションを最終親会社とするグループの総称です。

i資金動向や市況動向によっては、上記のような運用を行わない場合があります。

j信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことができます。

k信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)および金利先物取引を行うことができます。

l信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付けを行うことができます。

m信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指数等スワップ取引および店頭金融先物取引を行うことができます。

4【手数料等及び税金】

(3)【信託報酬等】

<訂正前>

アイエヌジー・グローバルバランスオープン(安定投資型)

(略)

委託会社が受ける信託報酬にはアイエヌジー・海外債券マザーファンドの運用委託先への報酬およびアイエヌジー・海外株式マザーファンドについて投資助言を行う投資顧問会社への報酬が含まれています。

アイエヌジー・グローバルバランスオープン(分散投資型)

(略)

委託会社が受ける信託報酬にはアイエヌジー・海外債券マザーファンドの運用委託先への報酬およびアイエヌジー・海外株式マザーファンドについて投資助言を行う投資顧問会社への報酬が含まれています。

アイエヌジー・グローバルバランスオープン（積極投資型）

（略）

委託会社が受ける信託報酬にはアイエヌジー・海外債券マザーファンドの運用委託先への報酬およびアイエヌジー・海外株式マザーファンドについて投資助言を行う投資顧問会社への報酬が含まれています。

<訂正後>

アイエヌジー・グローバルバランスオープン（安定投資型）

（略）

委託会社が受ける信託報酬にはアイエヌジー・海外債券マザーファンドおよびアイエヌジー・日本株式マザーファンドの運用委託先への報酬ならびにアイエヌジー・海外株式マザーファンドについて投資助言を行う投資顧問会社への報酬が含まれています。

アイエヌジー・日本株式マザーファンドについては平成26年1月6日から運用を外部委託します。ただし、アイエヌジー・日本株式マザーファンドの投資信託約款変更手続きが完了することを前提とします。

アイエヌジー・グローバルバランスオープン（分散投資型）

（略）

委託会社が受ける信託報酬にはアイエヌジー・海外債券マザーファンドおよびアイエヌジー・日本株式マザーファンドの運用委託先への報酬ならびにアイエヌジー・海外株式マザーファンドについて投資助言を行う投資顧問会社への報酬が含まれています。

アイエヌジー・日本株式マザーファンドについては平成26年1月6日から運用を外部委託します。ただし、アイエヌジー・日本株式マザーファンドの投資信託約款変更手続きが完了することを前提とします。

アイエヌジー・グローバルバランスオープン（積極投資型）

（略）

委託会社が受ける信託報酬にはアイエヌジー・海外債券マザーファンドおよびアイエヌジー・日本株式マザーファンドの運用委託先への報酬ならびにアイエヌジー・海外株式マザーファンドについて投資助言を行う投資顧問会社への報酬が含まれています。

アイエヌジー・日本株式マザーファンドについては平成26年1月6日から運用を外部委託します。ただし、アイエヌジー・日本株式マザーファンドの投資信託約款変更手続きが完了することを前提とします。

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(5)【その他】

f関係法人との契約の更改

<訂正前>

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約の期間は、契約締結日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月（または1ヵ月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

（参考）

アイエヌジー・海外株式マザーファンドおよびアイエヌジー・海外債券マザーファンドの運用に関して、委託会社と投資顧問会社との間で締結された投資助言契約および投資一任契約の有効期間は、無期限としま

す。ただし、委託会社または投資顧問会社が他方の当事者に対し、30日前に通知することにより契約を終了することができます。

<訂正後>

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約の期間は、契約締結日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月（または1ヵ月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

（参考）

アイエヌジー・海外株式マザーファンドおよびアイエヌジー・海外債券マザーファンドの運用に関して、委託会社と投資顧問会社との間で締結された投資助言契約および投資一任契約の有効期間は、無期限とします。ただし、委託会社または投資顧問会社他方の当事者に対し、30日前に通知することにより契約を終了することができます。

アイエヌジー・日本株式マザーファンドの運用に関して、委託会社と投資顧問会社との間で締結された投資一任契約の有効期間は、無期限とします。ただし、委託会社または投資顧問会社他方の当事者に対し、90日前に通知することにより契約を終了することができます。

アイエヌジー・日本株式マザーファンドの運用にあたっては、BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社との間で投資一任契約を締結し、運用の指図に関する権限の一部または全部を平成26年1月6日から委託します。ただし、アイエヌジー・日本株式マザーファンドの投資信託約款変更手続きが完了することを前提とします。

第三部【委託会社等の情報】

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(前略)

<訂正前>

(3) 投資顧問会社

名称	資本金の額 (平成25年8月末日現在)	事業の内容
アイエヌジー・アセット・マネジメント B.V.	11,375ユーロ	オランダにおいて有価証券にかかる投資顧問業を行っています。

<訂正後>

(3) 投資顧問会社

名称	資本金の額 (平成25年8月末日現在)	事業の内容
アイエヌジー・アセット・マネジメント B.V.	11,375ユーロ	オランダにおいて有価証券にかかる投資顧問業を行っています。
<u>BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社</u>	<u>795百万円</u>	<u>金融商品取引法に定める投資運用業および投資助言業を行っています。</u>

平成26年1月6日から運用の権限の委託を受けてアイエヌジー・日本株式マザーファンドの運用を行います。ただし、アイエヌジー・日本株式マザーファンドの投資信託約款変更手続きが完了することを前提とします。

2【関係業務の概要】

(前略)

<訂正前>

(3) 投資顧問会社

委託者から運用の権限の委託を受けてアイエヌジー・海外債券マザーファンドの運用を行っています。また、アイエヌジー・海外株式マザーファンドについて投資助言を行っています。

<訂正後>

(3) 投資顧問会社

アイエヌジー・アセット・マネジメント B.V.：委託者から運用の権限の委託を受けてアイエヌジー・海外債券マザーファンドの運用を行っています。また、アイエヌジー・海外株式マザーファンドについて投資助言を行っています。

BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社：委託者から運用の権限の委託を受けてアイエヌジー・日本株式マザーファンドの運用を行います。（平成26年1月6日から運用の権限の委託を受けま
す。ただし、アイエヌジー・日本株式マザーファンドの投資信託約款変更手続きが完了することを前提と
します。）

添付文書

アイエヌジー・日本株式マザーファンドの投資信託約款について、投資信託約款の変更手続きが完了することを前提に、平成26年1月6日に下記の通りに変更されます。

下線部_____は変更部分を示します。

変更前	変更後
<p>運用の基本方針 (2) 投資態度 ~ <略> 資金動向や市況動向によっては、上記のような運用を行わない場合があります。 ~ <略></p> <p>約款本則 (運用の指図範囲) 第11条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。 (後略)</p> <p><第13条の2として「運用の権限委託」の条文を挿入></p>	<p>運用の基本方針 (2) 投資態度 ~ <略> 運用にあたっては、BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に運用の指図に関する権限の一部または全部を委託します。 資金動向や市況動向によっては、上記のような運用を行わない場合があります。 ~ <略></p> <p>約款本則 (運用の指図範囲) 第11条 委託者は、(第13条の2に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下、第12条、第13条、第14条から第23条まで、および第29条から第31条までについて同じ。)信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。</p> <p>(運用の権限委託) 第13条の2 委託者は、運用の指図に関する権限の一部または全部を次の者に委託します。 BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 丸の内トラストタワー本館 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、この信託を投資対象とする証券投資信託の委託者が、当該証券投資信託にかかる信託報酬のうち当該委託者が受ける報酬から支弁するものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。委託者はかかる報酬の額および支弁の時期を、当該委託を受ける者との間で別に定めます。 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止することができます。</p>